一般廃棄物処理業許可証

住　所（法人にあっては、主たる事業所の所在地） 京都市伏見区横大路千両松町 ９番地１	許可年月日 令和５年１０月１２日	許可番号 一廃第１３５号
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者名） 日本ウエスト株式会社 代表取締役　長田　和志	京都市長　　門　川　大　作	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

取扱廃棄物の種類

①木くず　　②食品廃棄物

作業区分

収　集・運　搬（積替保管を含まない。）

許可の有効期限

令和７年１０月１１日

許可の更新又は変更の状況

平成１７年１０月１２日	新規許可	令和５年１０月１２日	更新許可
平成１９年１０月１２日	更新許可	令和５年１０月１６日	変更届（搬入先）
平成２１年１０月１２日	更新許可		
平成２３年１０月１２日	更新許可		
平成２５年１０月１２日	更新許可		
平成２７年１０月１２日	更新許可		
平成２９年１０月１２日	更新許可		
令和　元年１０月１６日	更新許可		
令和　３年１２月　３日	更新許可		
令和　５年　４月　１日	許可証書換え（許可条件等）		

京都市長之印
廃棄物指導課専用

1　許可条件

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、その他関係法令を遵守すること。

（２）搬入先は、下記２のとおりとする。

（３）食品廃棄物は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条第３項に規定されているものであり、同条第４項に定める事業者から排出されたものに限る。

（４）その他市長の指示に従うこと。

2　搬入先

①　日本ウエスト株式会社
　　京都市伏見区横大路千両松町７１番２

②　株式会社エム・シー・エス
　　三重県伊賀市島ケ原８８０１番地の８

3　許可の取消し又は業務の停止

法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。